

自己点検評価書

(平成23年8月3日)

に関する

外部評価意見書

香川大学大学院

香川大学・愛媛大学連合法務研究科法務専攻

平成23年12月

はじめに

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科（以下、「本法科大学院」という。）は、本法科大学院自己点検・評価規程に従い、自己点検・評価委員会が主体になって平成23年度の本法科大学院の教育研究活動等の状況について自己点検評価書を作成し、外部評価を受けました。

その外部評価のまとめとして外部評価委員に作成していただいた外部評価意見書を、自己点検評価書と同時にここに公表いたします。

外部評価委員は、次の方々です。

岡 義博 （弁護士 香川弁護士会所属）

野々木 靖人 （弁護士 徳島弁護士会所属）

三宅 孝之 （国立大学法人島根大学理事・副学長）

平成23年7月に委嘱し就任していただきました。なお、弁護士お二人については、四国弁護士会連合会から推薦していただいて委嘱を決めました。

外部評価の基礎資料になる自己点検評価書は8月3日に確定し、実証資料を添えて直ちに外部評価委員に送付しました。

外部評価委員の皆様には、2回にわたって来学いただきました。

まず10月27日（木）14時～17時に、自己点検評価書の内容について外部評価委員と本法科大学院の教員との意見交換、教育の実態について外部評価委員と本法科大学院の学生との意見交換、外部評価委員の合議が行われ、さらに11月7日（月）13時～17時に、外部評価委員による授業参観、施設見学、本法科大学院の教員との意見交換、外部評価委員の合議が行われました。

これらを踏まえて各委員に外部評価意見書を作成していただき、11月下旬にご提出いただきました。

積極的に評価された点をさらに推進、発展させ、改善の必要が指摘された点については、本法科大学院の運営会議で検討を深め、改善に努めて行く所存です。

平成23年12月7日

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科
研究科長 中山 充

外部評価意見書

香川大学大学院

香川大学・愛媛大学連合法務研究科

外部評価委員 岡 義 博

1、全般的意見

当法科大学院は、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野等の資質を備えた法曹を養成することを基本理念としている。この理念のもと、親身に地域住民の生活を支える法曹を養成することを教育の目標としている。

その理念・目標は素晴らしいものであり、今後も堅持すべきものと考えます。

他方、法科大学院の現実には、全国に多数の法科大学院が設立され、過当競争となっています。地方の特に国立大学においては、入学者数の確保、司法試験合格者の実績において苦戦しています。

良質の法曹を社会に送り出すことは法科大学院の重要な使命であるので、今後とも当法科大学院の理念・目標を堅持して一層の努力をお願いしたいと考えています。

2、個別意見

(1) 基準3-2-1について

1年次生について、基礎演習科目群を設け、演習形式によるきめ細やかな教育によって、法的知識、能力を補完して基礎固めを目指すとしている点は評価できます。

ただ、1年次生は、他の履修科目も多数あるので、基礎演習履修生について過大な負担とならないような授業の工夫が必要と思われます。

3年次生について、総合演習科目群を設け、具体的事案を題材に、あるべき紛争解決の方法を修得することを目的とする授業科目を開設した点も評価できます。知識の再確認、応用力の育成に有効と思われます。

(2) 基準4-1-2について

進級制を設け、成績不良者につき、単位を修得できなかった必修科目の学修に専念させるとしている点は評価できます。法律の知識修得は積み重ねが重要であ

り、必修科目の修得が不十分な者について、再度修学を求めるのは相当と考えます。

(3) 基準4-3-1について

法学既修者について、既修者コース希望者を独自に合否認定することとしたのは、相当と思います。実務家法曹を養成するという視点からは基礎的な法律の学識を有しているかどうか重要だからです。

(4) 基準5-1-1について

教育内容・方法の改善と向上を図るため、全体FD研究会を毎月1回3時間半程度の時間を確保して実施していること、各専門分野系FD会議を随時開催していることは評価できます。その内容においても、授業内容の相互調整のための協議や適正かつ厳格な成績評価を確保するための点検、協議が行われており、きわめて有用な研究会、会議と思われます。

また、島根大学法科大学院や四国弁護士会連合会との共同FDプロジェクトを実施するなど、教育内容向上のため広く活動している点も評価できます。

(5) 基準6-2-2について

入試合格者の歩留まり率を高めるため、入学前に、11回の公開プレスクーリングを実施している点は評価できます。

本法科大学院の魅力を示すことによって入学に踏み切る学生もいると思われるので、公開プレスクーリングは有効と思います。今後も続けて頂きたいと思えます。

(6) 基準6-2-3について

入学者の競争倍率確保のため、四国内の5大学での入試説明会の実施、入試説明会に合わせての実務家教員による公開講座の実施をしていること、更に、受験会場を東京・大阪でも設け、また平成24年度入試からは愛媛大学でも実施すること、様々な努力をしておられる点は評価できます。

(7) 基準7-1-1について

指導教員制をとり、学生カルテを作成している点は評価できます。

ただ学生カルテはもう少し詳しいものとし、科目ごとの修得状況や生活面についても記録できるようにしてはどうでしょうか。また、学生が少人数なので、教

員全員が各学生の能力や修学状況、資質などを把握できるよう学生カルテを有効に活用すべきでしょう。更に、修了生についても記録の継続ができるよう工夫をすればよいと思います。

オフィスアワーについては、その活用が課題となっていますが、教員による個別指導の重要性を考えると、より活用されるよう工夫が必要と思われます。

弁護士チューター制度を実施している点は評価できます。弁護士による個別指導によって学修の理解度が向上すると思われるので、一層の活用をお願いします。

(8) 基準 7-2-1 について

授業料、入学料の免除制度は評価できますが、他の法科大学院においても、同様の制度があるので、引き続き免除制度を維持する必要があると思います。

(9) 基準 7-4-1 について

職業支援として四国の各弁護士会に修了生の求職情報を備えてもらうこととなった点は評価できます。

新司法試験の合格率が当初の想定を大幅に下回り 20～25%と低いことを考えると、多くの修了生は法曹の道以外の道を歩まざるを得なくなります。そこで、修了生の就職支援は法科大学院の重要な役割の一つと言えるでしょう。法律事務所ばかりでなく、行政機関や一般企業への就職の道も開拓することが重要と考えます。

(10) 基準 8-2-3 について

専任教員の年齢構成はバランスがとれて適正であると思います。また、法律基本科目や実務基礎科目群の必修科目について、そのほとんどに専任教員が配置されていることも評価できます。更に、本法科大学院が地域経済を支える法曹や環境保全を推進する法曹の養成を旨としていることから、ビジネスローや環境法を専任教員が担当していることは評価できます。

(11) 基準 9-1-2 について

事務体制については、本法科大学院の事務を重点的に担当する正規職員が 2 名で、他に非常勤職員が 1 名のようなようです。担当事務職員の負担は相当重いと推察されます。事務職員の増強などの措置が必要と思われます。

(12) 基準 9-1-3 について

財政的基礎については、当初予算配分以外に必要な不可欠な経費については、各種経費要求という形で経費の確保をしているようです。

良質な教育を提供するためには、優秀な教員の獲得など人材の確保が欠かせないことはもちろん、物的設備や備品等も必要です。教育に必要な予算措置を講じる必要があると思います。国立大学法人の厳しい財政事情については、理解できますが、大学法人挙げて本法科大学院を支援する必要があるのではないのでしょうか。

(13) 基準 10-1-1 について

98席の自習室があり、学生1人ひとりに専用キャレルが割り当てられていること、自習室利用は24時間可能であること、ノートパソコン持ち込みによりインターネットへの常時接続が可能であること、学内LAN接続によりデータベースの利用が可能であること、修了生である法務研修生についても在学生と同様に自習室の確保、ネットワークの利用が可能であることなど、施設、設備については高く評価できます。

3、まとめ

法科大学院は、実務家を養成する専門職の大学院であり、新司法試験の合格者を多く輩出することも求められています。本法科大学院が、その理念、目標を堅持しつつ、合格者増を目ざしている努力、取り組みについて、高く評価します。

外部評価意見書

香川大学大学院
香川大学・愛媛大学連合法務研究科
外部評価委員 野々木 靖 人

1 全体的意見

小規模の法科大学院として、学生の学習に配慮しようとする姿勢がみられるところは評価できます。四つの授業を参観しましたが、その際に配布されているレジュメも、内容は充実しており、ハイレベルなものだと感じました。施設面についても、教室や図書が整備されており、自習室は学生にとって使い勝手のよい、とても役立つものだと思います。

今後は、個別意見で指摘するような点にも配慮いただき、地域に根差した法曹を養成する、よりよい法科大学院にしてもらいたいと思います。

2 個別意見

(1) 基準 2-1-1、2-1-2、2-1-3、2-1-4 について

複数の教員が担当する科目（例えば、民法）は、他の教員の授業内容がシラバス等で分かるようになっているようですが、教員同士がこれまで以上に協議や相互授業参観をして、より一層関連した授業が行えるようにするとよいと思います。

また、短い期間で法曹に必要な知識や思考力等を修得させるという制約があるので、レジュメを遺漏ないものにしようとするのはある意味必然的なことかもしれませんが、敢えてレジュメを未完のものにし、学生に書き込みをさせて完成させるようにするのもよいのかもしれない。

3年コースの1年次に基礎演習科目群を開設しているのは高く評価できる試みですが、他の科目の履修の負担から、選択できていない学生が多くいるようなのはもったいないように思います。

(2) 基準 4-1-1 について

科目ごとのばらつきをなくすためには相対評価をすることは避けられませんが、法曹養成という法科大学院の目的を考えると、絶対評価の要素も取り入れておかなければいけないと思います。難しい点ですが、検討してほしいと思います。

(3) 基準5-1-1について

どこの法科大学院でもそうだと思いますが、学生が法科大学院に求めているのは、そこで学んでいることを身につければ、法曹としての必要な知識や思考力等を修得できる、すなわち司法試験にも合格できるという安心感だと思います。

そのためには、これまで以上に、司法試験合格者や地元の若い法曹からより細かく意見を聞き、どのようにすれば、法曹としての必要な知識や思考力等を学生に修得させられるかを工夫して行ってほしいと思います。

外部評価意見書

香川大学大学院

香川大学・愛媛大学連合法務研究科

外部評価委員 三宅 孝之

1 全般的意見

少人数制の法科大学院であることの特色を活かし、学生の学修状況や学習課題を把握した指導教員制、学生カルテ、個人面談を取り入れた教育システムを築きあげていることは高く評価できる。授業科目が適切に開設・配当され、将来的に専門領域をもった法曹となることができるよう、理論と実務を架橋するために、愛媛大学と高松市商店街に無料法律相談所を開設して地域と住民から学び考える場を提供することなどの教育実践を行っている。

四国弁護士連合会（法科大学院支援委員会）との教員派遣、学修支援、授業参観など、法曹実務家との連携を堅持して、高い質の法曹養成教育が維持されており、さらに発展していくものと思われる。

2 個別的意見

(1) 基準1-1-1～2について

地域経済活動を支え、または国際的視野で環境保全を推進する法曹養成を可能とする設置理念が堅持され、そのことは対応する専任教員の配置、カリキュラム・展開先端科目の配当、特別履修モデルの提示など、履修面によって可能となるよう具体化されていることを評価した。修了後の法務研修生への教員および修了生への四国各県弁護士による学修支援と相まって、着実な法曹養成の教育成果、新司法試験合格者の誕生が期待される。

(2) 基準3-3-1について

連合法科大学院としての教員構成の特徴を活かした教育と集中講義による自学自習時間の制約について自覚され、学修機器活用など、学習環境の改善が行なわれていることを評価した。

(3) 基準4-1-2について

厳格な単位認定と必修科目の学修、一定科目群の修得単位数と結びついた科目履修制限によって、プロセスとしての教育が制度的に実施されていることを評価した。

(4) 基準5-1-1について

FD（教育方法・改善の取組み）が、年間計画を立て、1回（3時間半余）、年間60時間程度実施していること、またこれと教務・設備委員会との組織的な連携強化を自覚され強められようとしていることを評価した。

（5）基準6-1-1～5について

平成21年度以降の地方法科大学院への志願・受験者数への激減のなかで、AP（入学者受入方針）に照らして、入学者選抜において公平性、開放性、適性・能力が評価されていること、試験合格者の歩留まり率向上のための積極的な改善方策を講じていることを評価した。

（6）基準10-1-1について

階段型教室、自習室、図書室等、施設が充実していることを評価した。学生および法務研修生用の自主的な討論（ディベート）室の複数室確保などの拡充が期待される。

3 その他

本連合大学院は、わが国で唯一の連合法科大学院である。昨今の法科大学院、とりわけ地方の法科大学院を取り巻く環境には厳しいものがある。しかし、このなかにあって、学生にベストの教育内容を提供するために、授業内容、成績評価方法等につき、なお組織的なFDを継続し、さらには修了生である新司法試験合格者と一層連携し、法務研修生に対する必要な指導・援助が行なわれている現状から、地方、連合、少人数制、高い水準の教育という諸特徴をもった法科大学院としてさらに磨きをかけ、質の向上を図り、厳しい現下の状況を切り開き、地方から全国、世界へ羽ばたく法曹を着実に養成する教育のモデル校となることができると期待している。